

令和5年度 第9回和水町教育委員会会議録

日時 令和6年2月21日(水) 午前9時30分～

場所 和水町三加和公民館 第2会議室(2階)

出席委員

教育長	米田加奈美
教育委員	陶山三千也
教育委員	藤井山京子
教育委員	坂口 幸裕
教育委員	牧嶋 隆光

出席事務局職員

学校教育課長	鍋島 忠隆
社会教育課長	益永 浩仁
学校教育課長補佐	永田 雅裕

1. 開 会 午前9時30分

(米田教育長)

ただいまより、令和5年度第9回教育委員会会議を始めます。よろしくお願いいたします。

2. 第7回議事録署名

(鍋島課長)

第7回の議事録署名を、坂口委員、牧嶋委員にお願いします。

(第7回議事録へ署名)

3. 第9回議事録署名者選定

(鍋島課長)

第9回、議事録署名者選定としまして、坂口委員、牧嶋委員にお願いします。よろしくお願ひいたします。

(「はい」という声あり)

4. 教育長挨拶

(米田教育長)

※時候の挨拶

5. 議題

1) 【議題第1号】和水町スクールバス運営管理費規程の一部改正について

(鍋島課長)

議題第1号、和水町スクールバス運営管理費規程の一部改正について、永田補佐が御説明申し上げます。

(永田課長補佐)

議案第1号、和水町スクールバス運営管理費規程の一部改正について、和水町スクールバス運営管理規程の一部を改正する規程を次の通り定める。

令和6年2月21日提出。和水町教育長 米田加奈美でございます。

まず、背景を簡単に説明申し上げます。現在、菊水小学校に肢体不自由学級がございまして、そちらに6年生で1人児童がいらっしゃいます。その児童については、車椅子での生活を送っておられまして、東校区ですけど、統合した当初からスクールバスでの通学で、令和2年から令和4年まではリフト付きのマイクロバス、令和5年度については町の公用車で送迎をしていたところであります。

令和6年3月から、菊水中学校のほうに進学ということで、以前から、保護者の強い要望がございまして、委員会としても施設のバリアフリー化とか、受け入れ体制に努めてまいりました。4月から進学ということで、通学に当たっての支援をどうするかということが課題になってまいりました。

3枚目の資料を御覧いただくと、趣旨として、この規程はスクールバスの運営管理規程に関し、必要な事項を定めるものとするとうございまして、第2条にスクールバス遠距離通学をする児童及び、生徒の通学のために使用するという規程がございまして。

そして、第4条には原則として、次の各号のいずれかに該当するものとするということで、遠距離通学をする小学生、及び特別な理由がある生徒とありますので、中学生ということで規程されております。町としましても、こういった規程を設けているという背景もありまして、新年度からについても生徒の通学支援ということで、スクールバスの運行をする方向で進めたいということを考えているところです。

ただ、この規程について、表現が若干曖昧なところがありますので、この機会に文言の訂正、整理をさせていただきたいということが背景にあります。

1枚目に戻りまして、規程の御説明をいたします。

和水町スクールバス運営管理規程の一部を改正する規程、和水町スクールバス運営管理規定、平成26年、和水町教育委員会告示第2号の一部を次のように改正する。

第2条中、「児童及び」の次に、「特別な理由による児童、」を加える。

第3条第1項中、「和水町立小」の次に「中」を加える。

第4条第1号中、「通学距離」を「和水町立小学校への通学距離」に改め、第2条第2号中、「病気、怪我、その他」を削り、「下」の次に「児童及び」を加える。

附則、令和6年4月1日から適用する、であります。

第2条につきましては、「遠距離通学をする児童及び生徒」という記載がございましたので、第4条にならい、「特別な理由による児童及び生徒」と明確にするものでございます。

第3条、「スクールバスは、和水町立小学校の休業日を除き」とございました。こちらは中学校も該当しますので、「中」を加えたものであります。

それから、第4条第1項について、通学距離の規定でございますけど、2キロメートル以上の児童とありますので、明確に「和水町立小学校への通学距離が2キロメートル以上」と

いうことに記載を変更するものであります。

それから、第2号につきましては、これは「病気、怪我、その他」とございました。この表現ですと、例えば骨折をして1週間程度、一時的に松葉杖が必要になったとか、短期間の事象におきましても、スクールバスで対応するというように受け取られかねないということがございましたので、身体的理由といいますか、「特別な理由に限って、教育長が許可をした児童及び生徒について、スクールバス通学を認める」と記載を改めたいというものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

(鍋島課長)

議案第1号につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

(陶山委員)

2条の「特別な理由による」という、先ほどの文言の表現というか、言われたところで、最近あんまり特別な理由って、なんか殺伐とした表現になっているんで、今の言葉で言えば「合理的配慮」という言葉がよく使われるんじゃないかなと思うんですね。合理的配慮が必要な児童生徒の通学。また、一番下の(2)も特別な理由というよりも、合理的配慮が必要な児童生徒、そういう理由で教育長が許可したというふうにされると、特別な理由という、なんだろうというふうな、合理的な配慮が必要という、もう少し文言もやわらかくなって、ああ、なるほどねというふうなニュアンス的には伝わるのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

(永田課長補佐)

そうですね。各種団体等いろいろ調べまして、中にははっきり書いてあるところもございます。身体的配慮が必要とか、特定の条件の下にですとか。ただ、確かにご指摘の通り、ちょっと強すぎるという感じでもありますので、よろしければそのような表現に変更できれば。

(鍋島課長)

委員の皆様方、いかがでしょうか。

(坂口委員)

ちょっとお尋ねいいですか。基本的にいいと思いますが。

表現は、今、陶山委員がおっしゃったものでも、原案でも、私はいいと思いますけど、これを基に特別な理由による児童というのは、遠距離通学ではなくても、先ほどの子どもの場合は、東小校区ということですけど、例えば、スクールバスでないエリアでも利用できるということも、ここに入ってくるんですか。

まず、遠距離は、児童だったら基本的に保障してもらえますよね。それに加えて、「特別な理由による児童・生徒」と書いてありますので、例えば中学生のそういう特別な事情というか、合理的配慮、教育的配慮が必要な子どもの場合は、生徒だけと取るのか、そののですね、後々まで、変えることはできると思いますけど、細かいところで本当に申し訳ないですけど、そこをですね。

(永田課長補佐)

基本的に、生徒のみにかかわらず、児童も想定をしてということになりますね。

(坂口委員)

ということは、スクールバスのエリアではなくても利用できるというふうな解釈が成り立

つんですよね。それでいいわけですね。

(永田課長補佐)

そうです。

(坂口委員)

分かりました。お尋ねですが、これは、もちろん賛成なんですけども、スクールバスのほうは対応できますか。車椅子のまま乗せてもらえるんですか。

(永田課長補佐)

現状では、今年度、専用の公用車を、中古ですけど購入しております。もともと昨年度までは、マイクロバスの後ろにリフトがついていて、一般の健常者の子どもに加えて、その子どもと同じ車両で通学をしていたという事情があります。ただ、令和5年度からの新しい契約の際に、そのような車両を持っておられる業者というのは、ごく限られてしまうということもありまして、業者に対して門戸を広げようということで、車椅子専用の車両ということで、別途1台準備をしておりますので、今回、令和6年度から、このケースについては、その車両で対応するということになります。軽自動車で後ろにスロープが付いたもので送迎をするということです。

(坂口委員)

分かりましたけど、ただ、その場合、ほかの子どもたちと一緒に乗っていけるんですかね。たぶん、そこを保護者の方とかこだわられているわけではないですか。みんなと同じように通学したいと、私の認識では軽車両だったら、そんなにたくさん乗れないので、その子どもと、1名かそこらしか乗れないんじゃないかなと。細かいところ、すみません。実際に運営したときに気になるところじゃないかなと思ったんです。

(永田課長補佐)

今の子どもについては、専用車みたいになっています。

(牧嶋委員)

その子だけですよね。

(永田課長補佐)

はい。その子だけです。

(坂口委員)

じゃあ、車両は別でも、それは構わないんですね。

(永田課長補佐)

そうですね。

(鍋島課長)

はい、そうです。今の状況で引き続き中学校までという、お願いがあります。

(坂口委員)

分かりました。

(陶山委員)

言われたように、リフト付きバスというのは本当に特殊で、すごく高価なもので、東京パラのときも、全国からリフトバスを集めるけど無い、熊本も一社のみ会場に来てる。それぐらい特殊な車両なんで、本当にこれを町で購入するというようなものでもないと思いますので、今、言われたような対応でしていくしかないかなというふうには思います。

(永田課長補佐)

予算的には令和4年度に、令和5年から7年までの債務負担行為を設定しております。その枠内での対応という形になりますので、今度の3月の定例会で、中学校費として、その一部を令和6年度の予算として要求するということになります。

(鍋島課長)

では、スクールバス運営管理規程の一部改正については、よろしいでしょうか。

(陶山委員)

すみません、もう一つ、申し上げたいです。

スクールバス運営というか、直接関係はないと思うのですが、特にちょっと気になるところが、子どもたちのスクールバスの集合場所ですね、場所によってはちゃんときれいな建物で、雨風を防げるようなベンチもちゃんと置いてあったりしてあるところもあるんですけども、ただ場所だけ指定してあって何も無いところもあるんですが、特に急に雨が降ったりとか、そういうようなことになってくると、子どもたちというのは居場所がなくなるような気もするんで、そういう集合場所の設置基準というんでしょうかね、分かりませんが、そういうのがみんなと同じような雨風が防げるような、何かできないのかなってちょっと、立派なところは本当に建屋までつくってされているところもありますし、ないところはただ集合場所という看板だけで、何も無いところもあるので、本当に急な雨風のときに、子どもたちがやっぱり風邪ひいたりとか、ちょっとした、本当に待機するような場所がないと、大変かなというふうなことを思ったので、ちょっと運営と関係ないかもしれませんが、気になったので、今後そういうところを気を付けてしていただけるとありがたいというふうに思います。

以上です。

(鍋島課長)

ありがとうございます。

(坂口委員)

同感でございます。今、建ててあるものは、地域とか有志で建てられているんですか。

(永田課長補佐)

三加和小学校校区のほうに6基ございます。木製の強固なものです。立地基準というのは、例えば町の公用地でありますとか、特段の許可がいらぬといいますが、設置をしているというところがあります。

中にはどうしても、道路の側道部分とかに停めざるを得ないというところもありますので、その辺りについて、全てはつくられなかったという経緯があった模様です。

当然バス停で、児童がいらっしやらなくなったところには、別の場所に移したりとか、そういった有効活用はしております。

ただ、事例として、やはり地主さんの許可を得ておいたのはいいけども、その横の田んぼの所有者の方から、日照権の問題とか、そういったところもありますので、確かにバス停の小屋といいますか、雨よけについてはいろいろ御意見をいただくところではありますが、慎重に、そこは進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

(鍋島課長)

では、議案第1号のスクールバス運営管理規程の一部改正については、これで終わりたいと思

います。

2) 【議題第2号】和水町振興計画審議会委員の推薦について

(鍋島課長)

次に、議案第2号の町振興計画審議会委員の推薦についてを議題とします。

先に、町長から教育長宛てに、この委員の推薦及び就任についてという依頼文の写しを送らせていただきました。

そこに記載の通り見ていただくと、お分かりなられるかと思いますが、第2期のまち・ひと・しごと総合戦略が令和6年度をもって終了するというので、新たに第3期を策定するために、この審議会を設置する必要がある。したがって、委員の選任が必要ということです。

併せて、本日お配りさせていただきましたが、1月のこの会の中で教育委員への委嘱、各団体の委嘱、それから、あるいはイベントだったり、会議だったりの案内についてということで、町のそれぞれの病院等やきくすい荘も含めて調査をかけました。取りまとめたのが、議案第2号の参考資料として、今日お配りした資料になります。再確認をしていませんので、もしかしたら漏れがあるかもしれませんが、現時点で調査をかけた結果はこのような状況です。

上のほうに、今回の振興計画の審議会を含めて、4つの委員が挙がっております。下のほうには、イベントや会議等の案内についてということですが、まず、この議題の委員の推薦の選任についてですけれども、第2期の策定にあたっては松村委員に行っていたいております。参考資料のほうにも書いておりますが、3月に第1回の会議が開かれる予定だそうです。その後、年3回程度の会議を計画しているということ、担当課からは聞き取りしています。

委員の選任について、どういたしましょうか。

(委員の選任についての協議が行われた)

(鍋島課長)

では、審議委員については、坂口委員にお願いするという形で進めさせていただきます。ありがとうございました。

6. 報告事項等

1) 当面する教育上の諸問題について

(米田教育長)

- 1 動静及び結果報告
- 2 児童生徒関係について
- 3 教職員関係について
- 4 令和5年度の教育課程について
- 5 その他

2) その他

- ・春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について
- ・3月定例議会について
- ・菊水小学校の事故について
- ・奨学金について

7. 閉 会

(米田教育長)

これもちまして、令和5年度第9回教育委員会会議を閉じます。

閉会時刻 午前11時30分